

# 地方厚生局長への届出事項に関する事項

(施設基準等について)

当院は施設基準等について、以下の届出を関東信越厚生局に行っています。

---

外来感染対策向上加算

医療DX推進体制整備加算

ニコチン依存症管理科

夜間・早朝等加算



西山内科皮膚科  
クリニック

# 診療報酬に関する各加算について

## ■ 医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しております。  
当院を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

## ■ 一般名処方

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付しております。  
一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、商品名ではなく成分名で表記した処方箋のことです。  
一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

## ■ 長期処方・リフィル処方箋

当院では患者様の状態と担当医の判断により、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を発行することができます。

## ■ 外来後発医薬品使用体制加算

医薬品の供給が不足した場合に医薬品の処方変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しています。  
医薬品の供給状況により薬剤を変更する場合があります。薬剤を変更する場合は薬剤について説明させていただきます。



## ■ 明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していくため、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

ただし、明細書には使用した薬剤や行われた検査の名称が記載されます。明細の発行を希望されない場合は受付窓口にてその旨お申し出ください。

## ■ 夜間・早朝等加算

当院では地域の医療体制を守るための診療時間の設定をしています。

厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降、土曜日 12:00 以降は夜間・早朝等加算が適用されます。

当院の標榜時間外の時間帯で診療を行った場合には、時間外加算・深夜加算・休日加算が適応されます。

## ■ 外来感染症対策向上加算

当院では、患者様やご家族、当院の職員、その他来院者等を感染症の危険から守るため、感染防止策に積極的に取り組んでいます。感染防止対策として、発熱症状等、感染性が疑われる患者様を空間的・時間的に分離し一般診療の方とは分けた診察スペースを確保して対応します。そのため、患者様にはご不便をおかけすることもあるかと存じますが何卒よろしくお願い申し上げます。

## ■ 長期収載品の選定療養

2024 年度診療報酬改定より、長期収載品（後発医薬品がある先発医薬品）の選定療養が 2024 年 10 月 1 日から導入されています。

患者様のご希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の 4 分の 1 に相当する金額を選定療養費として自己負担していただく仕組みです。対象・対象外となる医薬品等の詳細は厚生労働省のホームページなどをご参照ください。

※長期収載品とは後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品



西山内科皮膚科  
クリニック